

1. 目的

港湾技術パイロット事業は、現場適用性、効率性、生産性、経済性、安全性等を検証することにより、港湾事業への当該技術の導入を促進し、技術の向上と効率的な事業執行に資することを目的とする。

2. 対象技術

- 1) 港湾事業の効率化、生産性向上、低コスト化、安全性向上、耐久性向上、品質向上、または周辺環境への影響低減に資する技術であること。
- 2) 技術の成立性が確認された技術であること。
- 3) 港湾整備で活用が進んでいない技術であること。

3. 事業要件

パイロット事業は下記の各号を全て満たすものとする。

- 1) 対象技術の現場適用性、効率性、生産性、経済性、安全性等を検証することが可能な事業であること。
- 2) 各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局の港湾事業であること。

4. 事業の選定

港湾技術パイロット事業委員会を設置し、対象技術及び適用現場を選定する。

5. 事後評価

パイロット事業は、工事に合わせて実施した活用に係る調査結果を事業終了時に評価する。評価は、活用に係る調査結果に基づき、パイロット事業の技術の優位性等を総合的に評価するものである。